証券コード　6092
2023年６月12日
(電子提供措置の開始日　2023年６月５日)

株　主　各　位

東京都千代田区鍛冶町二丁目２番２号
株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表取締役社長　西　　村　　実

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　当社ウェブサイト　https://enbio-holdings.com/ir/

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エンバイオ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6092」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年６月26日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1．日　　時　2023年６月27日（火曜日）午後１時
※受付開始時刻は、午後０時30分を予定しております。

2．場　　所　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階　ソラシティカンファレンスセンター　Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　１．第24期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第24期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項　**第１号議案**　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式割当のための報酬決定の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

⑴書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

⑵代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」並びに「会社の支配に関する基本方針」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。

事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の沈静化による行動制限の緩和により経済活動に回復の兆しが見られましたが、ウクライナ問題の激化・長期化による資源・エネルギー価格の高騰、欧米における金融不安など、景気の先行きには依然として不透明感が漂っております。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす建設業界におきましては、公共投資は底堅さを維持し、民間設備投資も持ち直しの傾向が続く一方、建設資材価格の高騰や慢性的な労働者不足等が顕在化しており、引き続き経営環境への影響を注視する状況が続いております。また、不動産業界におきましては、低金利融資の継続や省エネ住宅を対象とした補助金・税制優遇策、在宅勤務の浸透に伴うライフスタイルの多様化による消費者の住宅に対する関心の高まりなどが追い風となり、年度前半における住宅需要は堅調に推移いたしましたが、年度後半におきましては、実質賃金が伸び悩む中、事業用地価格や建材・住設機器価格の上昇による住宅価格の高騰や住宅ローン金利の先高観などにより、いわゆる住宅のコロナ特需が一服するなど、事業環境に変化の兆しが見られました。

このような背景のもと、当社グループは、ESG経営に積極的に取り組むとともに、土壌汚染対策事業におきましては、受注目標の達成、工事品質管理、工事原価管理の徹底、DXの推進による業務効率化などの施策を推進してまいりました。期初で設定した受注目標にはわずかながら未達であるものの、当連結会計年度末におきましては、過去最高の受注残高となり、来期に繋がる結果となりました。また、原価率の改善も進んでおります。ブラウンフィールド活用事業におきましては、土壌汚染問題に直面する事業用地等を積極的に取得し、市場のニーズに合わせ、企画開発力を生かして付加価値を高めた形で、お客様に対し再販することに努めてまいりました。一方、前連結会計年度におきましては、大型物件を取り扱う株式会社土地再生投資が１件売却いたしましたが、当連結会計年度におきましては、販売に至らず減収の要因となりました。自然エネルギー事業におきましては、所有・管理している各発電所からは安定した売電収入が得られました。

その結果、当連結会計年度の売上高は8,120,309千円（前連結会計年度比9.7%減）となりました。

経常利益は1,343,329千円（同12.1%増）となりました。これは、ブラウンフィールド活用事業におきまして、物件を仕込んだ時期から販売した当連結会計年度までのリードタイムで、住宅及び一般の事業用地需要の高まりが追い風となり、販売価格が大きく上昇したことにより大幅な増益に繋がりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は812,059千円（同24.2%増）となりました。

以下に各事業セグメントの状況を報告いたします。

土壌汚染対策事業

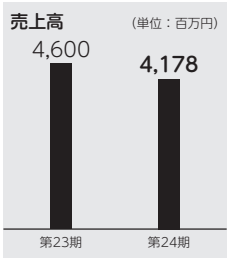
売上高
4,178百万円
（前連結会計年度比9.2%減）

国内では土壌汚染対策工事の引き合いは不動産市場が活況なため堅調ですが、完全浄化以外の選択肢を求める顧客が増えており、土壌汚染の管理を目的とする経済的な対策（リスク管理型手法）や土壌調査と対策工事をセットにして対策費用を保証して実施する責任施工など差別化された提案に注力しております。

潜在ニーズを掘り起こすべく、リスク管理型手法の有力工法として米社から新たな原位置透過壁工法（プルームストップ工法）を導入し第一号案件を受注しました。また、新規の有害物質であるPFAS（PFOA、PFOS）に対応する水処理技術を展開し、公共事業で採用されました。土壌汚染対策工事で培った水処理設備を中心とした環境設備の設計・製作・設置事業の営業を新たに開始いたしました。土壌汚染対策工事の合理化を目指し、ICT施工を試験的に導入しました。当第４四半期連結会計期間において複数の大型案件の着工が延期となったため、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比で減収となりました。利益面につきましては、前期に比べ利益率の高い大型案件が少なかったため前連結会計年度比で減益となりましたが、当初計画の利益率を上回って推移いたしました。当連結会計年度末の受注残高は2,854,592千円（前連結会計年度比60.8%増）となりました。

中国では日系企業の工場移転、事業撤退に伴う土壌汚染対策に注力しておりますが、ゼロコロナ政策の影響で通期にわたって新規営業活動が停滞いたしました。既受注の対策工事案件の生産活動に注力し原価率の改善に努めた結果、利益は確保できました。

その結果、売上高は4,178,685千円（前連結会計年度比9.2％減）となり、セグメント利益は337,740千円（同44.4%減）となりました。



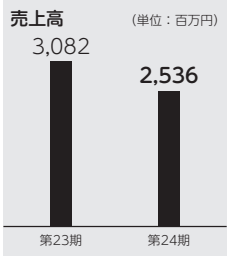
ブラウンフィールド活用事業

売上高
2,536百万円
（前連結会計年度比17.7%減）

株式会社エンバイオ・リアルエステートでは引き続き仕入れ競争が激化している中、大手だけでなく中小の仲介業者にも相対で進められる案件や入札案件の情報収集を積極的に行い、16物件を仕入れました。当該物件の中には、弊社グループ会社から紹介を受けた静岡市内案件や土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定された大田区内工場跡地の案件もあります。また、横浜市内で当社として初の店舗開発を行いました。販売においては13物件の販売を行いました。販売した物件の中には、２年間モニタリングを行い要措置区域の指定を解除した後に売却した目黒区内案件や形質変更時要届出区域の指定を受けた後に売却した大田区内案件もあります。

大規模な土壌汚染地を扱う株式会社土地再生投資では、八千代市内案件を取得し土壌調査を進めております。また、厚木市内案件は解体も完了し来年度に売却すべく対応中です。

その結果、売上高は2,536,020千円（同17.7％減）となり、セグメント利益は845,573千円（同100.1％増）となりました。



自然エネルギー事業

売上高
1,405百万円
（前連結会計年度比7.7%増）

当連結会計年度末日における国内外の再生可能エネルギー発電所は開発中含め47か所、総発電量47MW（うち稼働中は約44MW）となり、所有・管理している各発電所からは、ほぼ計画通りの安定した売電収入が得られました。クリーンエネルギー需要の拡大に伴い、海外を含む新規案件の情報収集、セカンダリー発電所やコーポレートPPA案件、再生可能エネルギーを用いた新たなビジネススキームの検討に注力しております。

[国内]

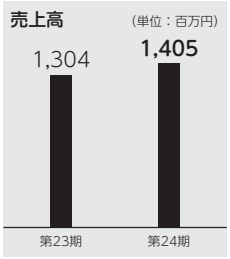
北海道において、新たな太陽光発電所１件（約2,235kW）が、2022年７月より稼働いたしました。

株式会社エンバイオC・エナジーでは、株式会社シーアールイーが開発する物流施設「ロジスクエア」の屋根を活用したグリーン電力供給の準備を開始いたしました。非連結子会社であるMaF合同会社では、新たに６件のコーポレートPPA契約を締結し、稼働いたしました。

[海外]

ヨルダンにおける第５号案件は予定通り完成し、2023年１月より稼働いたしました。ドバイにおける第１号案件も完成し、2023年４月より稼働いたしました。

その結果、売上高は1,405,603千円（同7.7%増）となり、セグメント利益は264,681千円（同12.1%増）となりました。



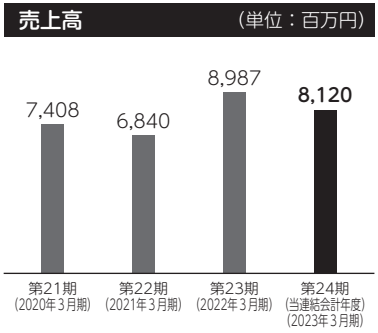
② 設備投資の状況

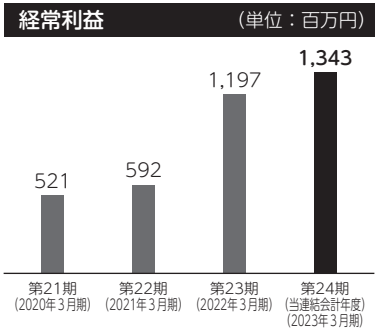
当連結会計年度において、実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,180,784千円で、その主なものは、ブラウンフィールド活用事業の土地等にかかる投資753,515千円及び自然エネルギー事業の太陽光発電所の建設等に係る投資412,424千円であります。

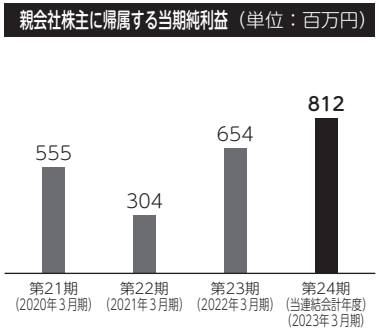
③ 資金調達の状況

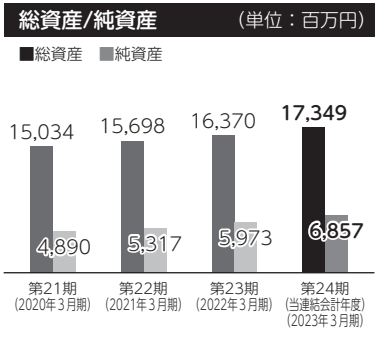
当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より短期及び長期借入金3,015,319千円を調達し、2,664,477千円を返済いたしました。

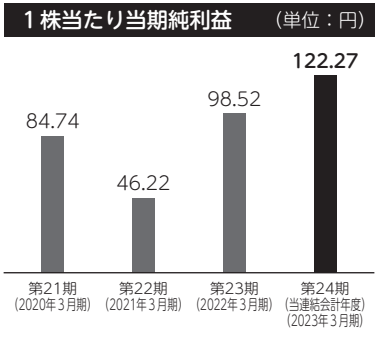
(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

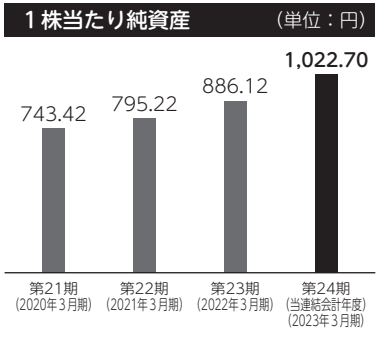












区　　分	第 21 期 (2020年３月期)	第 22 期 (2021年３月期)	第 23 期 (2022年３月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2023年３月期)
売上高(百万円)	7,408	6,840	8,987	8,120
経常利益(百万円)	521	592	1,197	1,343
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	555	304	654	812
１株当たり当期純利益 (円)	84.74	46.22	98.52	122.27
総資産(百万円)	15,034	15,698	16,370	17,349
純資産(百万円)	4,890	5,317	5,973	6,857
１株当たり純資産額 (円)	743.42	795.22	886.12	1,022.70

(注) 1. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第23期の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	40,000	100	土壌汚染対策事業
恩拜欧(南京)環保科技有限公司	159,495	100	土壌汚染対策事業
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ﾘｱﾙｴｽﾃｰﾄ	10,000	100	ブラウンフィールド活用事業
株式会社土地再生投資	45,500	60	ブラウンフィールド活用事業
ｿｰﾗｰ年金株式会社	6,660	100	自然エネルギー事業
太陽光ﾊﾟｰｸ2合同会社	10	100	自然エネルギー事業
ｳﾞｪｶﾞ・ｿｰﾗｰ合同会社	1,000	100	自然エネルギー事業
ｱﾙﾀｲﾙ・ｿｰﾗｰ合同会社	1,000	100	自然エネルギー事業
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ｴｼｶﾙ･ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾂ	3,000	100	自然エネルギー事業
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵC・ｴﾅｼﾞｰ	10,000	85	自然エネルギー事業
Enbio Middle East FZE LLC	319,860	100	自然エネルギー事業
Enbio Lel Taqa FZC LLC	－	80	自然エネルギー事業

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの属する土壌汚染関連業界の国内市場は、2019年4月の土壌汚染対策法の一部改正により土壌汚染調査の契機が拡大し、年間の調査件数は増加傾向が続いておりますが、完全浄化から土地利用目的に応じた健康被害防止に目的を絞った合理的な対策手法へのシフトが進み、調査・対策の受注高は年間700～900億円程度でほぼ増減なく推移しております。収益拡大のためには、土壌汚染対策事業における土壌汚染調査と土壌汚染浄化工事だけでなく、ブラウンフィールド活用事業におけるそれらと連動する土壌汚染地の買取や利活用サービスを包括的に市場に投入して顧客の幅広いニーズに応えることが不可欠だと認識しております。

自然エネルギー事業については、固定価格買取制度（FIT制度）の買取価格が年々低下し、新規の太陽光発電所の収益性が低下しているため、FIT制度に依存しない事業スキームの構築が課題となっております。

そのために以下のような課題に取り組み、競合他社とのより一層の差別化を図ることにより、業容の拡大に努めてまいります。

① 土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化

当社グループは、株式会社エンバイオ・リアルエステートを通してクリーニング工場やガソリンスタンド等の小規模な土壌汚染地の買取・浄化・再販事業（ブラウンフィールド活用事業）で数多くの実績を蓄積してまいりました。蓄積したノウハウを中規模から大規模な土壌汚染地の買取・浄化・再販事業へ展開するべく、物流不動産事業を本業とする株式会社シーアールイーと合弁で株式会社土地再生投資を設立いたしました。土壌汚染地の出口戦略の多様化と規模の効果を追求することによって土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化を目指します。産業用地の土地取引における潜在的な売手となるメーカー等土地所有者の情報入手とアプローチが課題であると認識しております。グループ横断的なコンサルティング営業展開を徹底し、土壌汚染対策から土壌汚染地活用までのワンストップソリューションによる事業拡大に努めてまいります。

② 土壌汚染対策事業における品質管理及びリスク管理の強化

土壌汚染対策事業においては、顧客開拓が奏功し大型の土壌汚染対策工事が増えてまいりました。大型案件については、品質管理や原価管理の巧拙により利益が上振れたり下振れたりする事業リスクが、大きいと認識しております。営業担当、技術担当、工事担当が複眼的に案件を俯瞰する品質管理体制を徹底して品質の向上と原価の低減を図るとともに、安全品質管理室を中心に安全対策のより一層の徹底を図ることでリスク管理に努めてまいります。

また、受注金額が一定金額を超える土壌汚染対策工事については、工事進行基準を適用し、月次でのタイムリーな原価管理による精度向上に努めてまいります。

③ 土壌汚染対策事業における多様な技術及びノウハウによる競争力の強化

現在までに多数の企業の参入と様々な土壌浄化技術が実用化された結果、国内では土壌汚染リスクに対する顧客の理解が進み、競合企業間での競争が激しく、工事単価の低価格化が進んでおります。同時に新たな汚染物質として欧米では問題化してきたPFAS（PFOA、PFOS）に関する関心が高まってまいりました。こうした市場環境においては掘削除去に偏重していた顧客ニーズにも変化が見られ、多様な技術やノウハウによる高付加価値サービスで他社との差別化を図ることが、競争力強化の鍵と認識しております。様々な工法に迅速に対応できるように技術戦略部を中心に新技術、新工法の開発・導入、提案体制を強化し、大学との共同研究による汚染物質分解微生物の開発、米国から新たな原位置透過壁工法（プルームストップ工法）の導入、新規対象物質PFAS（PFOA、PFOS）に対応した対策技術の開発、PFAS（PFOA、PFOS）フリー製品の販売等を行ってまいります。

施工実績数と事故率の低さで審査を通過し国内企業では初めて付保できた責任施工保証保険とこれまで蓄積してきた土壌浄化工事の設計・責任施工ノウハウを裏付けとして土壌汚染対策工事の費用総額を保証するサービス（プレアセスメント調査）を商品化しました。土壌汚染リスクを早期に確定させたい土地所有者やデベロッパー向けのリスク移転商品として拡販を行ってまいります。

④ 中国市場展開の収益化

土壌汚染対策事業の中長期的な成長エンジンとして、環境規制の強化により土壌汚染対策の需要が本格化する中国市場に当社グループが日本国内市場で培ってきた技術ノウハウを展開することが重要との認識で、2018年３月に100%子会社として恩拝欧（南京）環保科技有限公司を設立いたしました。

2019年１月に土壌汚染防治法が施行されたことにより、中国の土壌汚染対策市場は黎明期から拡大期を迎えようとしております。同社を通した日系企業向けの土壌汚染対策を柱とする環境保全サービスによる業容の拡大と収益化に努めてまいります。

⑤ ブラウンフィールド活用事業におけるコンサルティング営業の強化

取り扱う物件の規模を中規模から大規模にスケールアップすることによる収益の拡大を目指しておりますが、不動産市況が活況なため大手不動産各社の仕入が旺盛で多少の土壌汚染リスクは気にせず購入しているため、大型物件の仕入競争が激しくなっております。土地所有者から土壌汚染問題の相談を受け、リスクの評価と解決策を提案する際に、解決策の一案として買取を提案するといったコンサルティング営業を強化することで、大手不動産各社との差別化を図り、信託銀行や大手不動産仲介から土壌汚染の可能性のある産業用地売却に関する情報量を増やしてまいります。

⑥　ブラウンフィールド活用事業における出口戦略の多様化

ブラウンフィールド活用事業では、販売用不動産の土地売却に依存した収益構造の安定化が課題と認識しております。企画開発力を強化して土地売却だけでなく、戸建・アパート・店舗・倉庫等を開発して付加価値向上に努めてまいります。また、市況変動への耐性を強化するため収益物件の保有資産の積み上げに努めてまいります。さらに汚染地だけでなく、空家問題、相続問題の一つである老朽化アパート等も取得してアセットタイプの拡充に努めてまいります。

⑦　自然エネルギー事業のストック収益源の拡大

当社グループが安定的に成長し続けていくためには、フロー型の土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業で短中期的な売上、利益成長を担うとともに、自然エネルギー事業で将来的なストック収益源を蓄積することが重要と考えております。自然エネルギー事業では2027年３月期までに総発電量100MW達成を目標に積極的に太陽光発電所の建設を行ってまいります。

⑧　自然エネルギー事業の強化

国内でのFIT制度を活用した新規の太陽光発電事業の採算は低下しているため、オンサイト／オフサイトPPA事業や太陽光発電に代わる発電事業及び海外での発電事業等のFIT制度に依存しない事業の拡大が課題と認識しており、株式会社エンバイオＣ・エナジーの設立やＭａＦ合同会社の持分を取得して具体的な開発を進めております。検討済みの有望案件から順次事業化するように努めてまいります。

⑨　人材の確保、育成

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材を十分に確保することとその育成が不可欠ですが、当社グループが小規模会社であることや知名度が低いことなどから、人材の採用が課題であると認識しております。新卒の採用活動に力を注ぐとともに将来を担う若手社員の積極採用、性別・国籍・年齢を問わない採用方針、カムバック採用を含む幅広い採用活動を実施してまいります。また、管理職研修によるマネジメント能力の強化、大学等外部専門機関の専門研修による高度技能者の育成、当社グループ独自のDLD制度（分散型学習及び開発制度）の予算化により自主的な開発意欲の支援等の施策を展開して人材育成の強化に取り組んでまいります。

さらに給与ベースアップの実施、資格手当制度による資格保有者の優遇、希望すれば遠隔地での勤務や完全リモートワークを可能とするIT環境の整備、働きやすい環境を意識したオフィスの増床など給与体系の充実化や働き方改革、職場環境の改善等に取り組んでまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2023年３月31日現在）

当企業集団は、主要なものとして土壌汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業及び自然エネルギー事業を行っておりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

事　業　区　分	事　　業　　内　　容
土壌汚染対策事業	土壌汚染の調査、浄化工事の設計・施工、施主へのリスクコンサルティング及び原位置調査・原位置浄化に使用する機器・資材・浄化用薬剤の輸入販売を行う事業
ﾌﾞﾗｳﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ活用事業	土壌汚染地を現状有姿でリスクを見込んで購入して、浄化後に再販・賃貸する事業
自然ｴﾈﾙｷﾞｰ事業	再生可能エネルギーを利用した売電事業

⑹ **主要な事業所**（2023年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都千代田区

② 子会社及び関連会社

株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	本社（東京都千代田区） 千葉支店（千葉県千葉市） 関西支店（大阪府大阪市） 沖縄営業所（沖縄県那覇市） ｴﾝﾊﾞｲｵTOKYO R&Dｾﾝﾀｰ（埼玉県川越市）
恩拜欧（南京）環保科技有限公司	本社（中国南京市）
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ・ﾘｱﾙｴｽﾃｰﾄ	本社（東京都千代田区）
株式会社土地再生投資	本社（東京都千代田区）
ｿｰﾗｰ年金株式会社	本社（東京都千代田区）
太陽光ﾊﾟｰｸ２合同会社	本社（東京都千代田区）
ｳﾞｪｶﾞ・ｿｰﾗｰ合同会社	本社（東京都新宿区）
ｱﾙﾀｲﾙ・ｿｰﾗｰ合同会社	本社（東京都新宿区）
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ｴｼｶﾙ･ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾂ	本社（東京都千代田区）
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵC・ｴﾅｼﾞｰ	本社（東京都千代田区）
Enbio Middle East FZE LLC	本社（Ajman UAE）
Enbio Lel Taqa FZC LLC	本社（Ajman UAE）

⑺ **使用人の状況**（2023年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
土壌汚染対策事業	76	10名増
ﾌﾞﾗｳﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ活用事業	5	2名増
自然ｴﾈﾙｷﾞｰ事業	1	1名増
全社（共通）	13	2名増
合計	95	15名増

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
13名	2名増	39.08歳	4.90年

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（2023年３月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社みずほ銀行	3,056,546
株式会社りそな銀行	2,069,739
株式会社三井住友銀行	1,026,853

（注） １．株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行からの借入額には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンによる借入金残高が一部含まれております。

２．株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンは以下のとおりです。

組成金額 3,900,000千円

借入金残高 2,792,790千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2023年３月31日現在）

① 発行可能株式総数11,140,000株
② 発行済株式の総数 6,675,200株 (自己株式37,844株を含む)
③ 株主数 3,708名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社シーアールイー	1,280,000	19.28
西村 実	495,500	7.47
中村賀一	432,000	6.51
平田幸一郎	200,000	3.01
岡三証券株式会社	90,100	1.36
株式会社ＳＢＩ証券	81,476	1.23
上田八木短資株式会社	81,100	1.22
中間哲志	80,500	1.21
さくらＧＳ株式会社	60,000	0.90
荒川健人	58,000	0.87

（注）上記大株主の状況に記載の中村賀一（当社取締役）の所有株式数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社ジーエヌピーが所有する株式数70,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西村　実	経営全般 土壌汚染対策事業担当 ㈱エンバイオ・エンジニアリング代表取締役社長
専務取締役	中村賀一	最高財務責任者
取締役	山本敏仁	ブラウンフィールド活用事業担当 ㈱エンバイオ・リアルエステート代表取締役
取締役	横溝透修	自然エネルギー事業担当 太陽光パーク２合同会社職務執行者
取締役	亀山忠秀	㈱シーアールイー代表取締役社長
取締役	小竹由紀	
常勤監査役	高山和夫	
監査役	星野隆宏	K&L Gates外国法共同事業法律事務所パートナー
監査役	平田幸一郎	㈲アドバンスワン取締役社長 平田公認会計士事務所所長 ビープラッツ㈱社外監査役 ランサーズ㈱社外監査役
監査役	行川一郎	

（注）１．取締役亀山忠秀氏及び小竹由紀氏は、社外取締役であります。
２．監査役高山和夫氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏及び行川一郎氏は、社外監査役であります。
３．監査役星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役平田幸一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、取締役小竹由紀氏、監査役高山和夫氏、監査役星野隆宏氏及び監査役行川一郎氏を指定し、同取引所に届け出ております。

6. 2022年７月１日をもって、草場周作氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は土壌汚染対策事業、重要な兼職は連結子会社である株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役でありました。

7 2022年６月23日付で、西村実氏は連結子会社である株式会社エンバイオ・エンジニアリング代表取締役に就任いたしました。なお、同年７月１日付で、土壌汚染対策事業の担当をしております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2021年7月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容については報酬委員会で承認されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

１．基本方針

取締役の報酬決定の透明性、公正性を図ると同時に企業価値の持続的な向上、優秀な人材を確保することができる報酬とするため、業績の推移及び各職責に相応した適正な水準とすることを基本方針としています。

２．取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針及び取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬である固定の月額基本報酬（以下「基本報酬」という。）及び非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付で構成され、業績連動報酬等は支給しません。

社外取締役には、基本報酬のみを支給し、非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付は行いません。なお無報酬の社外取締役には基本報酬、業績連動報酬等ともに支給しません。

取締役の基本報酬は、1999年6月23日開催の臨時株主総会で定められた取締役報酬総額（年額200百万円）並びに役員報酬規程及び担当職務、業績、及び貢献度等を反映した具体的な配分方法を定めた内規にしたがって算定された範囲内で、４に定めた方法で、支給額を決定します。

非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付については株主との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために、中期経営計画と連動する形で必要に応じて交付することとし、譲渡制限付株式の交付を実施する事業年度毎に基本報酬とは別枠で支給されます。

3．報酬等の種類ごとの割合の決定方針

固定の金銭報酬と非金銭報酬等が交付される場合の非金銭報酬等の比率はおよそ6：4～8：2の割合で支給するものとします。

4．報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

各取締役の基本報酬の決定は報酬委員会に委任されており、委任された権限の内容は、毎月支給される金銭報酬である固定の月額基本報酬のみとしております。なお、当期の報酬委員会の構成は、社外取締役亀山忠秀、社外取締役小竹由紀及び代表取締役社長西村実となっております。

各取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付については、報酬委員会の決定を経た譲渡制限付株式と引換えに払い込まれる金銭報酬債権額について対象取締役に支給することを取締役会において決議するものとします。

③　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	員　　数（名）	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）	
			基本報酬	譲渡制限付株式報酬
取締役 （うち社外取締役）	4 (1)	110,746 (3,450)	105,450 (3,450)	5,296 (－)
監査役 （うち社外監査役）	4 (4)	11,400 (11,400)	11,400 (11,400)	－ (－)
合計 （うち社外役員）	8 (5)	122,146 (14,850)	116,850 (14,850)	5,296 (－)

（注）1．上記の取締役の報酬等の総額には、無報酬の取締役３名（うち社外取締役１名）を除いております。

2．上記の報酬等の総額以外に、当事業年度において取締役２名が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等の総額は26,124千円（譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額2,591千円を含む）です。

3. 取締役の報酬限度額は、1999年６月23日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含めない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

4. 監査役の報酬限度額は、1999年６月23日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

5. 2021年６月25日開催の第22回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は取締役の報酬限度額とは別枠で、年額50百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は33,000株であります。

6. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度における費用計上額を記載しております。

④　責任限定契約の概要

当社は、各社外取締役と各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

⑤　役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及びその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役亀山忠秀氏は、当社の筆頭株主で、資本業務提携契約に基づく取引がある株式会社シーアールイーの代表取締役社長であります。
・監査役星野隆宏氏は、K&L Gates外国法共同事業法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役平田幸一郎氏は、有限会社アドバンスワンの取締役社長、平田公認会計士事務所の所長、ビープラッツ株式会社の社外監査役並びにランサーズ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	亀山忠秀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産ビジネスを行う企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特に不動産開発業、物流不動産業界に関する専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役	小竹由紀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、生活関連製品を製造する東証一部上場企業のCSRの責任者であった際に培った豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特にCSRの責任者であった経験によって得られた専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。

・社外監査役

		出席状況及び発言状況
監査役	高山和夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、大手生命保険会社で得た内部統制制度の構築や業務監査に関する幅広い知識から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	星野隆宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	平田幸一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	行川一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会計に関する知識及び幅広い知識から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,600
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,600

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,318,162**	**流動負債**	**4,471,441**
現金及び預金	2,828,655	買掛金	400,577
受取手形、売掛金及び契約資産	806,430	未払金及び未払費用	85,125
		短期借入金	854,416
棚卸資産	3,373,229	1年内返済予定の長期借入金	2,293,250
その他	324,758	未払法人税等	316,025
貸倒引当金	△14,911	契約負債	405,475
		賞与引当金	31,582
		その他	84,988
固定資産	**10,031,793**		
		固定負債	**6,021,273**
有形固定資産	**7,016,610**	長期借入金	5,749,288
建物及び構築物	568,322	資産除去債務	128,911
機械装置及び運搬具	4,356,267	デリバティブ債務	60,144
土地	1,882,939	その他	82,929
建設仮勘定	194,233		
その他	14,846	**負債合計**	**10,492,714**
		(純資産の部)	
無形固定資産	**509,549**	**株主資本**	**6,769,995**
のれん	110,082	**資本金**	**1,797,334**
その他	399,467	**資本剰余金**	**1,876,574**
		利益剰余金	**3,111,508**
投資その他の資産	**2,505,632**	**自己株式**	**△15,421**
		その他の包括利益累計額	**18,011**
投資有価証券	585,380	その他有価証券評価差額金	△18,193
長期貸付金	1,319,806	繰延ヘッジ損益	△45,961
敷金及び保証金	77,623	為替換算調整勘定	82,166
長期前払費用	350,256	**非支配株主持分**	**69,234**
その他	172,565	**純資産合計**	**6,857,241**
資産合計	**17,349,955**	**負債純資産合計**	**17,349,955**

連結損益計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,120,309**
売上原価		**5,355,830**
売上総利益		**2,764,479**
販売費及び一般管理費		**1,407,067**
営業利益		**1,357,411**
営業外収益		
受取利息及び配当金	36,234	
為替差益	65,830	
受取家賃	5,342	
受取保険金	6,279	
貸倒引当金戻入額	172	
その他	24,015	**137,874**
営業外費用		
支払利息	124,895	
支払手数料	23,119	
その他	3,941	**151,957**
経常利益		**1,343,329**
特別損失		
減損損失	110,569	
固定資産除却損	0	**110,569**
税金等調整前当期純利益		**1,232,759**
法人税、住民税及び事業税	452,039	
法人税等調整額	△14,425	**437,613**
当期純利益		**795,145**
非支配株主に帰属する当期純損失		**△16,913**
親会社株主に帰属する当期純利益		**812,059**

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,499,485**	**流動負債**	**2,110,177**
現金及び預金	832,260	短期借入金	711,416
売掛金	40,883	1年内返済予定の長期借入金	1,372,492
短期貸付金	1,524,100	未払金	12,170
立替金	55	未払費用	2,058
未収入金	30,523	預り金	6,443
前払費用	37,195	その他	5,596
その他	44,316	**固定負債**	**2,991,796**
貸倒引当金	△9,849	長期借入金	2,933,003
固定資産	**6,709,985**	デリバティブ債務	58,793
有形固定資産	**6,305**	**負債合計**	**5,101,974**
建物附属設備	5,125	(純資産の部)	
工具器具備品	1,179	**株主資本**	**4,169,456**
無形固定資産	**593**	**資本金**	**1,797,334**
ソフトウエア	508	**資本剰余金**	**1,870,136**
その他	85	資本準備金	1,707,334
投資その他の資産	**6,703,087**	その他資本剰余金	162,802
投資有価証券	411,244	**利益剰余金**	**517,406**
関係会社株式	441,595	その他利益剰余金	517,406
その他の関係会社有価証券	450,734	繰越利益剰余金	517,406
長期貸付金	5,559,439	**自己株式**	**△15,421**
長期前払費用	7,096	**評価・換算差額等**	**△61,959**
敷金及び保証金	26,384	その他有価証券評価差額金	△17,663
繰延税金資産	56,654	繰延ヘッジ損益	△44,295
その他	77,938		
貸倒引当金	△328,000	**純資産合計**	**4,107,496**
資産合計	**9,209,471**	**負債純資産合計**	**9,209,471**

損 益 計 算 書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**721,484**
営業費用		**647,282**
営業利益		**74,201**
営業外収益		
受取利息	134,224	
受取配当金	7,670	
為替差益	46,270	
その他	11,437	**199,602**
営業外費用		
支払利息	83,020	
支払手数料	4,104	
その他	1,994	**89,119**
経常利益		**184,684**
特別損失		
減損損失	32,458	**32,458**
税引前当期純利益		**152,226**
法人税、住民税及び事業税	△19,723	
法人税等調整額	△2,337	**△22,061**
当期純利益		**174,287**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月26日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
　取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　打　越　　隆
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千　足　　幸　男

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月26日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
　取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　打　越　　隆
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千　足　　幸　男

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第２４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。
計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社　エンバイオ・ホールディングス　監査役会

常勤監査役(社外監査役)	高山　和夫	㊞
社外監査役	星野　隆宏	㊞
社外監査役	平田　幸一郎	㊞
社外監査役	行川　一郎	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、事業拡大のための投資を行いながら、配当を継続し安定的に増加させていく方針のもと、2022年３月期より配当を開始いたしました。

2023年３月期の期末配当金につきましては、業績は2022年３月期と同水準の利益を計上することができましたこと、及び、事業拡大のための投資と継続的な利益還元のバランスを考慮し、１株あたり８円を継続させていただくことといたしました。

上記の考え方に従い、当期の期末配当金につきましては、以下のとおり実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金８円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は53,098,848円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．定款変更の理由

(1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第34条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、あわせて内容が重複する現行定款第７条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　　総則	第１章　　総則
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人
第２章　　株式	第２章　　株式
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第９条　（条文省略）	第７条～第８条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（株主名簿管理人） 第10条　（条文省略） ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③　（条文省略） （株式取扱規程） 第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第３章　株主総会 第12条～第17条　（条文省略）	（株主名簿管理人） 第９条　（現行どおり） ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。 ③　（現行どおり） （株式取扱規程） 第10条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。 第３章　株主総会 第11条～第16条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会 （員数） 第18条　当会社に取締役７名以内を置く。 （新設） （選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。 ②　（条文省略） ③　（条文省略）	第４章　取締役及び取締役会 （員数） 第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 ②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。 （選任方法） 第18条　取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。 ②　（現行どおり） ③　（現行どおり）

現行定款	変更案
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任期） 第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②　補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了する時までとする。	（削除）
（新設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第20条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
②　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	②　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第24条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第25条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	（取締役会の議事録） 第25条　取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

現行定款	変更案
第５章　　監査役及び監査役会	第５章　　監査等委員会
（員数） 第29条　当会社に監査役４名以内を置く。	（削除）
（選任方法） 第30条　監査役は、株主総会において選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）

現行定款	変更案
（任期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。	（削除）
（報酬等） 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	（常勤の監査等委員） 第29条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第32条　監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
第６章　　計算	第６章　　計算
第37条　（条文省略）	第33条　（現行どおり）
（剰余金の配当） 第38条　剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し行う。	（削除）
（中間配当） 第39条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の採取の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（削除）

現行定款	変更案
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第34条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第35条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
第40条　（条文省略）	第36条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第24回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（６名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため１名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）７名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名				当社における地位
1	西　村　　実	再任			代表取締役社長
2	中　村　賀　一	再任			専務取締役
3	山　本　敏　仁	再任			取締役
4	横　溝　透　修	再任			取締役
5	田　月　智　之	新任			
6	亀　山　忠　秀	再任	社外		社外取締役
7	小　竹　由　紀	再任	社外	独立	社外取締役

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	西村 実（にしむら みのる） (1958年11月7日) 再任	1981年4月　ライオン株式会社入社 1990年5月　株式会社日本総合研究所入社 2000年6月　株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ（現：当社）取締役 2003年1月　株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）代表取締役 2006年8月　株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役 2008年1月　当社代表取締役社長（現任） 2010年3月　株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）取締役（現任） 2018年2月　恩拜欧（南京）環保科技有限公司董事長 2019年6月　株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役 株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）代表取締役会長（現任） 2019年9月　株式会社関東ミキシングコンクリート（現：株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ）代表取締役 2022年6月　株式会社エンバイオ・エンジニアリング代表取締役社長（現任） 恩拜欧（南京）環保科技有限公司董事（現任）	495,500株
	【取締役候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり、国内・海外の土壌汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業の企画、開発、運営の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2008年から当社代表取締役として、経営を担ってきました。当社における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	なかむら　よしかず 中村　賀一 (1973年3月11日) 再任	1995年10月　監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2000年7月　平田公認会計士事務所入所 2004年6月　株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ（現：当社）取締役 2006年8月　株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役 2007年6月　株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役 2010年3月　株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）取締役 2016年1月　株式会社ユーザーローカル社外監査役（現任） 2017年11月　株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）取締役 2019年2月　株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役（現任） 2019年4月　Enbio Middle East FZE LLC Manager（現任） 2019年7月　Enbio Lel Taqa FZC LLC Manager（現任） 2019年9月　株式会社関東ミキシングコンクリート（現：株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ）取締役 2020年6月　当社専務取締役（現任） 2021年9月　株式会社エンバイオC・エナジー取締役（現任） 2021年10月　株式会社カラダノート取締役（監査等委員）（現任）	362,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり、経理、財務の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2004年から当社取締役として経営を担ってきました。当社における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	やまもと　としひと 山本　敏仁 (1974年5月7日) 再任	1997年4月　三井不動産建設株式会社（現：みらい建設工業株式会社）入社 2002年4月　株式会社ジョイント・コーポレーション（現：株式会社長谷工不動産）入社 2011年3月　株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）入社 株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）出向 2014年4月　株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）代表取締役（現任） 2017年11月　株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）取締役（現任） 2019年6月　当社取締役（現任）	15,500株
	【取締役候補者とした理由】 グループ会社で長年にわたり、ブラウンフィールド活用事業の業務と経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2014年から株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）の代表取締役として同社の経営を担ってきました。ブラウンフィールド活用事業に関する豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	横溝 透修（よこみぞ ゆきのぶ） (1979年3月31日) 再任	2010年7月 株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）入社 2015年3月 ヴェガ・ソーラー合同会社職務執行者（現任） 2016年3月 アルタイル・ソーラー合同会社職務執行者（現任） 2016年4月 当社入社　経営企画室長 2016年9月 ソーラー年金株式会社代表取締役（現任） 2016年10月 太陽光パーク２合同会社職務執行者（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2020年8月 株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ取締役 2021年9月 株式会社エンバイオC・エナジー代表取締役（現任） 2022年7月 MaF合同会社職務執行者（現任） 2023年1月 株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ代表取締役（現任）	14,100株
	【取締役候補者とした理由】 当社で長年にわたり、自然エネルギー事業の企画と業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2016年から当社の新事業の経営企画室長として当社保有の太陽光発電所の経営を担ってきました。自然エネルギー事業に関する豊富な業務経験と新規事業開発に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。		
5	田月 智之（たつき ともゆき） (1975年9月13日) 新任	2000年7月 株式会社ふらんす亭入社 2003年4月 同社総務部長 2006年2月 メディア・ビジョン エンタテインメント株式会社（現：メディア・ビジョン株式会社）入社 管理部長 2006年11月 株式会社共立（現：株式会社やまびこ）入社 2021年9月 サイバネットシステム株式会社入社 2022年11月 当社入社　法務部長（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 複数の事業会社において長年にわたり、経営企画、事業計画管理、財務、法務の業務に携わり、豊富な経験および幅広い見識を有しております。また、海外駐在と海外拠点企業の経営経験も有しており、海外市場への進出による事業展開を行っている当社に必要な人材であることから、取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	亀山 忠秀（かめやま ただひで） (1974年12月26日) 再任 社外	2002年７月　株式会社幸洋コーポレーション（旧：株式会社コマーシャル・アールイー）入社 2006年６月　株式会社コマーシャル・アールイー取締役 2007年６月　株式会社コマーシャル・アールイー常務取締役 2010年８月　公共シィー・アール・イー株式会社（現：株式会社シーアールイー）入社 2011年７月　公共シィー・アール・イー株式会社（現：株式会社シーアールイー）常務取締役 2014年８月　CREリートアドバイザーズ株式会社取締役(現任) 2015年８月　株式会社CREアライアンス取締役（現任） 2016年５月　CRE Asia Pte. Ltd.取締役（現任） 2016年６月　当社社外取締役（現任） 2016年９月　NCF不動産投資顧問株式会社（現：ストラテジック・パートナーズ株式会社）取締役（現任） 2017年８月　株式会社シーアールイー代表取締役社長（現任） CRE(Thailand) Co., Ltd.取締役 2017年11月　株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）取締役 2020年12月　株式会社APT取締役	100株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は不動産ビジネスを行う企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き当該知見を活かして、特に不動産開発業、物流不動産業界に関する専門的見地から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したため社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	おだけ　ゆき 小竹　由紀 （1957年12月1日） 再任　社外　独立	1981年4月　ライオン株式会社入社 2012年1月　同社CSR企画担当部長 2015年1月　同社CSR推進部長 2020年6月　当社社外取締役（現任） 2022年6月　東京特殊電線株式会社取締役 2023年4月　株式会社TOTOKU取締役（現任）	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏が生活関連製品を製造する事業会社のCSRの責任者であったことから、当該事項に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き当該知見を活かして、CSRに限らずSDGs等の幅広い事項に関する専門的見地から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したため社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）1．候補者西村実氏、中村賀一氏、山本敏仁氏、横溝透修氏、田月智之氏及び小竹由紀氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．候補者亀山忠秀氏は、当社の資本業務提携先・主要株主である株式会社シーアールイーの代表取締役社長であります。同氏と当社との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

3．候補者亀山忠秀氏及び小竹由紀氏は、社外取締役候補者であります。

4．候補者亀山忠秀氏及び小竹由紀氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって亀山忠秀氏が7年、小竹由紀氏が3年となります。

5．当社は候補者亀山忠秀氏及び小竹由紀氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

6．当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及びその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7．当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき候補者小竹由紀氏を一般株主との利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名				当社における地位
1	高　山　　和　夫	新任	社外	独立	常勤社外監査役
2	星　野　　隆　宏	新任	社外	独立	社外監査役
3	平　田　　幸一郎	新任	社外	独立	社外監査役
4	行　川　　一　郎	新任	社外	独立	社外監査役

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	高山　和夫（たかやま　かずお） (1951年8月21日) 新任　社外　独立	1976年4月　朝日生命保険相互会社入社 2001年4月　同社保険金部長 2003年4月　同社監査役室長 2009年4月　朝日ライフアセットマネジメント株式会社監査役 2012年6月　株式会社ユビキタスエンターテインメント監査役 2015年3月　株式会社イデアル監査役 2020年6月　当社社外監査役（現任） 2021年6月　株式会社エンバイオ・エンジニアリング監査役（現任） 株式会社エンバイオ・リアルエステート監査役（現任） 株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ監査役（現任） 株式会社土地再生投資監査役（現任） 株式会社エンバイオＣ・エナジー監査役（現任）	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大手生命保険会社で、人事、労務、事業再編、監査業務等を、また子会社の投資顧問会社で常勤監査役を経験し、大手生命保険会社を退職後はベンチャー企業での常勤監査役の経験もあり、当社の事業規模に合致した内部統制制度の構築や業務監査に対して豊富な経験と知見を有しております。独立した立場からの監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	ほしの　たかひろ 星野　隆宏 (1955年11月22日) 新任　社外　独立	1981年４月　裁判官任官 1987年４月　弁護士登録 外立法律事務所（現：外立総合法律事務所）パートナー 1996年５月　星野綜合法律事務所開設 2006年９月　アクモス株式会社監査役 2007年６月　当社社外監査役（現任） 2014年１月　K&L Gates外国法共同事業法律事務所パートナー（現任） 2015年６月　株式会社デファクトスタンダード社外監査役 2018年11月　一般社団法人かけはし理事長（現任）	10,000 株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士として、企業法務に精通しており2007年に当社の社外監査役に就任以来、法的観点に留まらない貴重な発言を行っていることから、当社の経営について適切な監査を遂行できるものと期待したため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ひらた　こういちろう 平田　幸一郎 (1967年11月5日) 新任　社外　独立	1990年４月　安田火災海上保険株式会社（現：株式会社損害保険ジャパン）入社 1992年10月　監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年８月　中央クーパース・アンド・ライブランド・アドバイザース株式会社（現：税理士法人プライスウォーターハウスクーパース）入社 1999年８月　平田公認会計士事務所開業所長（現任） 2001年５月　有限会社アドバンスワン設立取締役社長（現任） 2006年４月　株式会社ディアーズ・ブレイン社外監査役（現任） 2007年３月　株式会社カタリスト社外監査役（現任） 2008年７月　ビープラッツ株式会社社外監査役（現任） 2010年３月　第一環境株式会社社外監査役（現任） 2011年８月　株式会社美人時計（現：BIJIN&CO.株式会社）社外監査役（現任） 2012年７月　スターフェスティバル株式会社社外監査役（現任） 2013年６月　当社社外監査役（現任） 2014年１月　ランサーズ株式会社社外監査役（現任） 2014年５月　カタリズム株式会社(現：アソビュー株式会社）社外監査役（現任） 2017年５月　廣和興産株式会社取締役(現任) 2017年７月　株式会社TIMERS監査役(現任) 2017年９月　株式会社エブリー監査役(現任) 2018年５月　株式会社カケハシ監査役（現任） 2019年９月　株式会社マツモト交商監査役（現任） 2020年10月　アル株式会社監査役（現任） 2021年２月　テックタッチ株式会社監査役（現任） 2021年３月　株式会社ディアーズブレイン・ホールディングス監査役（現任） 株式会社プラネットワーク監査役（現任）	200,000 株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有し2013年に当社の社外監査役に就任以来、会計的観点に留まらない貴重な発言を行っていることから、当社の経営について適切な監査を遂行できるものと期待したため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	なめかわ　いちろう 行川　一郎 （1949年12月7日） 新任　社外　独立	1972年４月　秋葉公認会計士事務所入所 1996年３月　第一環境株式会社入社 2008年６月　第一環境株式会社監査役 2012年６月　当社社外監査役（現任） 株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）監査役 株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）監査役 株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）監査役 2017年11月　株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）監査役 2020年８月　株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ監査役	15,000 株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 一般企業において長年にわたり経理・財務・監査関係の豊富な経験と幅広い見識を有しており、2012年に当社の社外監査役に就任以来、貴重な発言を行っていることから、当社の経営について適切な監査を遂行できるものと期待したため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．各候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．候補者高山和夫氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏及び行川一郎氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、各氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高山和夫氏が３年、星野隆宏氏が16年、平田幸一郎氏が10年、行川一郎氏が11年となります。

４．当社は各候補者との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役として選任を承認いただいた場合には、当該契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

５．当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及びその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

６．当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき候補者高山和夫氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏及び行川一郎氏を一般株主との利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、1999年６月23日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止し、経済情勢等諸般の事情を考慮し、当社の取締役がビジョンや中期経営計画の実現に向け意欲高く取り組み、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するための報酬制度とすることを目的として、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬上限額を改定し年額500百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第24期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告19頁から20頁に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）にすることを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は６名（うち社外取締役２名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、７名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案は、第２号議案の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任及び経済情勢等諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと４名となります。

なお、本議案は、第２号議案の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式割当のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式割当のための報酬につきましては、2021年６月25日開催の第22回定時株主総会において、年額50百万円以内としてご承認いただいております。

当社は、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬として、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠にて、現在と同額の年額50百万円以内といたしたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものといたします。

第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の員数は5名となります。

また、本議案は、第２号議案の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

１．対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の数

本譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分する当社の普通株式の総数は年間最大３万３千株とし、本譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）といたします。

ただし、当該普通株式の総数については、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

２．本譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、本譲渡制限付株式について発行又は処分を受けるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される本譲渡制限付株式の１株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において当社の取締役会にて決定いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定することといたします。

3．対象取締役に付与する本譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役の地位を退任等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）ものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると判断した場合は譲渡制限の解除の時期を調整するものといたします。

また、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由又は死亡により退任等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

4．本議案の内容が相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年7月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しており、その概要は事業報告19頁に記載のとおりであります。本議案は、当該改定予定後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であり、また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記１．の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式による希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階
ソラシティカンファレンスセンター　Room C
TEL 03－6206－4855



交通　ＪＲ：御茶ノ水駅　　聖橋口より　徒歩約１分
東京メトロ千代田線：新御茶ノ水駅　　Ｂ２出口直結
東京メトロ丸ノ内線：御茶ノ水駅　　出口１より　徒歩約４分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。